

お知らせ

電気需給約款（高圧・特別高圧）変更のお知らせ

2024.3.18 **【重要】** **【お知らせ】**

平素より丸紅新電力をご利用いただき誠にありがとうございます。

2024年4月1日より、各エリアの弊社電気需給約款（高圧・特別高圧）（以下、「本約款」といいます。）を下記「変更概要」記載のとおり、一部変更させていただきます。

変更の詳細については、本ページ下部にございます「電気需給約款（高圧・特別高圧）変更箇所について」のリンク先をご参照下さい。

また、以下に記載のない東北電力ネットワーク管内エリアの電気需給約款（高圧・特別高圧）につきましても変更を予定しており、同約款の変更については、別途お知らせをさせていただきます。

なお、「電気需給約款（高圧・特別高圧）変更箇所について」記載の変更箇所以外は本約款に変更はございませんので、変更箇所を除いてお客さまに適用させて頂く契約内容に変更はございません。

以上何卒宜しくお願い致します。

記

<変更概要>

●全エリア（※）共通の本約款の変更点

- ・2022年4月より特定の区域において配電事業者が一般送配電事業者の送配電網を活用して系統運用を行うことが可能となったことに伴い、「一般送配電事業者」に加え、「配電事業者」が維持及び運用する供給設備を介して電気の供給を受けるお客さまにも本供給約款を適用するために、第1条第2項その他を改定し、配電事業者に係る規定を追加

（※）北海道電力ネットワーク管内エリア、東京電力パワーグリッド管内エリア、中部電力パワーグリッド管内エリア、北陸電力送配電管内エリア、関西電力送配電管内エリア、中国電力ネットワーク管内エリア、四国電力送配電管内エリア、九州電力送配電管内エリア、沖縄電力管内エリア

- ・電気使用制限または中止による料金割引の撤廃

●上記以外の各エリアの本約款の変更点

◆北海道電力ネットワーク管内エリア

燃料費調整単価および市場価格調整単価の算出に係る定数の更新

◆東京電力パワーグリッド管内エリア

燃料費等調整額の算定に係る各係数等の更新

◆北陸電力送配電管内エリア

燃料費調整額の算定に係る各係数等の更新

◆関西電力送配電管内エリア

市場価格調整に関する条項の追加・燃料費等調整額の算定に係る各係数の更新

◆九州電力送配電管内エリア

市場価格調整額に関する条項の追加・燃料費等調整額の算定に係る各係数の更新

【変更後本約款】

2024年4月1日からの電気需給約款（高圧・特別高圧）は[こちら](#)

【効力発生時期】

2024年4月1日

【変更後の料金適用時期】

2024年4月計量日以降ご利用分の電気料金から適用となります。

【お問い合わせ】

本件に関するお問い合わせにつきましては、下記までお問い合わせいただきますよう、お願い申し上げます。

丸紅新電力株式会社

電話番号：03-3282-2350

営業時間：平日 09:30～17:30

【電気需給約款（高圧・特別高圧）変更箇所について】

電気需給約款（高圧・特別高圧）変更箇所については[こちら](#)